

2026年7月1日

令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業

《 国によるガス料金支援の継続について 》

平素より都市ガスのご利用ならび弊社には格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年5月25日、高市内閣総理大臣は、中東情勢を受けた対応にかかる記者会見のなかで、暑くなる夏への対応として、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が多くなる7～9月の電気・ガス代を支援することとしました。

<https://www.kantei.go.jp/jp/105/statement/2026/0525kaiken.html>

この経済対策に基づく国からの電気・都市ガス小売事業者への協力依頼を請け、弊社としてもこの事業に対して都市ガス小売事業者として計画変更（継続）の申請を致しました。

お客様へは下記の通りガス料金（基準単位料金＝ご使用量1m³あたりから）の値引きとして還元させていただきます。

（なお、お客様には値引き継続の為の申込み等、お手続きは必要ございません。）

(1) 適用期間および値引き

- 2026年 8月検針分(=7月使用分) 1m³あたりの値引き 14.0円/m³ (税込)
(参考：8月検針時ご使用量59m³の場合 826円を値引き)
- 2026年 9月検針分(=8月使用分) 1m³あたりの値引き 18.0円/m³ (税込)
(参考：9月検針時ご使用量54m³の場合 972円を値引き)
- 2026年 10月検針分(=9月使用分) 1m³あたりの値引き 14.0円/m³ (税込)
(参考：10月検針時ご使用量46m³の場合 644円を値引き)

適用期間外	適用期間			適用期間外
7月検針 6月使用分 なし	8月検針 7月使用分 ▲14.0円/m ³	9月検針 8月使用分 ▲18.0円/m ³	10月検針 9月使用分 ▲14.0円/m ³	11月検針… 10月使用分… 未定

* 参考値引き額は、弊社供給区域内の工業用を除く需要家の2025年7,8,9月ガス使用量実績平均から算出しています。

* 都市ガス年間契約量が1,000万m³以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

(2) お問い合わせ窓口

本事業の概要は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。下記の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】 <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

【お問い合わせ窓口】 資源エネルギー庁 「電気・ガス料金支援」

TEL : 0120-013-305 受付時間 : 平日 9時 から 17時まで

